

VIKING

旅客券契約

最終更新日:2026 年 10 月 15 日

重要なお知らせ:本旅客券契約は、お客様と運航者(以下に定義します。)との間の法的拘束力のある契約です。クルーズツアー(以下に定義します。)を予約し、またはいずれかの船舶に乗船することにより、お客様は本旅客券契約の条件に拘束されることに同意したものとみなされます。

本旅客券契約には、お客様の権利に対する重要な制限が含まれており、また、お客様のクルーズツアーまたは本旅客券契約から生じる請求を米国外の法廷地において提起することをお客様に求める場合があります。本旅客券契約には、特に、キャンセルに関する多額のキャンセル料(第 5 条)、請求に対する責任の制限(第 16 条)、請求を行うための期限(第 16 条)、指定法廷地および準拠法に関する規定(第 17 条)、陪審裁判の放棄(第 18 条)、集団訴訟の放棄(第 19 条)、ならびに船舶に対する請求の放棄(第 20 条)が含まれています。本旅客券契約を注意してお読みください。当社がおお客様の旅行代理店からおお客様の予約金その他の支払を受領した時点、またはお客様がクルーズツアーの請求書を受領した時点のいずれか早い時点で、お客様と運航者の双方が本旅客券契約のすべての条件に完全に拘束されることになります。

1. 定義:

- a. 「お客様」、「お客様の」、「ゲスト」および「旅客」とは、本旅客券契約に基づいて旅行するすべての方(未成年者を含みます。)、ならびに各人の相続人および個人的代理人または法定代理人を意味します。お客様が本旅客券契約を受諾することは、当社が別途お客様に書面で通知する可能性があるその他の条件とともに、本旅客券契約に含まれるすべての条件をお客様が確認の上で承諾し、かつ、お客様と一緒に旅行しまたはお客様に同行するすべての方との関係でも、お客様がそれらの条件を承諾することを意味します。
- b. 「当社」、「当社の」および「運航者」とは、お客様のクルーズツアーの特定の船舶の運航会社を意味し、この用語には、所有者、用船者、支配人およびその各々の代理人、使用人および従業員、船舶自体、ならびに第三者受益者(Viking、独立請負業者、医療関係者(遠隔医療提供者を含みます。))ならびに寄港地観光およびその他の施設等の提供者を含みます。)も、第 2 条に明記されている範囲で含まれます。各船舶の運航者に関する情報については、<https://www.viking.com/legal> の「Carrier Information」をご覧ください。
- c. 「Viking」とは、Viking Holdings Ltd またはその子会社(運航者を含みます。)を意味します。
- d. 「船舶」とは、運航者として当社がチャーターし、運航し、またはその他の方法で提供する船であって、お客様が乗船して旅行するものを意味します。
- e. 「船長」とは、船舶の船長またはその権限に基づいて行動する者を意味します。
- f. 「クルーズツアー料金」とは、お客様のクルーズツアーについて請求書によりお客様に請求される合計額を意味し、船舶によるクルーズの料金およびその他の施設等に係るすべての料金および手数料を含みますが、追加的寄港地観光およびドリンクパッケージは除きます。船上および陸上でのチップはお客様のクルーズツアー料金に含まれません。
- g. 「その他の施設等」とは、船舶によるクルーズの料金に含まれない項目についてお客様が負担するすべての商品、サービスその他の料金を意味し、陸上ツアー、航空運賃、旅行保護補償、ビザ、前払いのチップならびに任意の船上サービスおよびアドオンを含むことがあります。これらに限られません。これらは、運航者または第三者提供者によって当該施設およびサービスが提供された時点で収受されたものとみなされます。
- h. 「追加的寄港地観光」とは、船舶によるクルーズの料金には含まれていないものの、お客様のクルーズツアーに先立ちまたはクルーズツアー中に追加され、お客様が料金を支払う寄港地観光(エクスカージョン)を

意味します。

- i. 「寄港地観光」とは、船舶からのあらゆる寄港地観光(エクスカージョン)を意味し、追加的寄港地観光を含みます。
 - j. 「クルーズツアー」とは、船舶によるクルーズに加え、当初の請求書に含まれているか、お客様のクルーズツアーに先立ちもしくはクルーズツアー中に追加されもしくは支払われたかを問わず、すべての寄港地観光およびすべてのその他の施設等を意味します。
2. **第三者受益者:**お客様と運航者は、本旅客券契約の結果として、特定の第三者受益者が権利および責任免除を得ることに同意し、これを意図します。具体的には、本旅客券契約に定める運航者のすべての権利、責任の制限および免除、抗弁ならびに免責は、当該権利、責任の制限および免除、抗弁ならびに免責を目的とする範囲でのみ、「運航者」とみなされる以下の個人および団体にも有利に適用されるものとします。: 運航者の従業員、代理人および保険会社; 船舶; 船舶のテンダー; 船舶の所有者、運航者、管理者、用船者および代理人; それらの子会社または関連会社(Viking を含みます。)およびその役員、乗組員、操縦士、代理人または従業員; すべての売店業者、独立請負業者、医療関係者(遠隔医療提供者を含みます。)、小売店の従業員、健康および美容スタッフ、フィットネススタッフ、寄港地観光の提供業者、ツアーオペレーターおよびその他の施設等のその他の提供業者; ならびに、海上で提供されるか陸上で提供されるかを問わず、また船舶に属するか、その所有者、運航者、支配人、代理人、用船者、請負業者または譲許業者が所有または運営するものであるかを問わず、造船業者およびすべての構成部品、進水装置、付属品、船艇または施設の製造業者
3. **契約内容の特定:**お客様の氏名およびご同行者全員の氏名、船舶名、出航日、お客様の宿泊施設、本旅客券契約の発行日、お客様のクルーズツアー料金ならびにすべての予定港(乗船地および最終目的地を含みます。)は、本旅客券契約の一部として発行される請求書および旅程表に明記されているとおりとなります。
4. **クルーズツアー料金:**当社は、クルーズツアー料金の支払を受領した時点で、本旅客券契約に含まれるすべての条件、制約および例外に従って、クルーズツアーを提供することに同意します。お客様によって支払われたクルーズツアー料金は、船舶によるクルーズに関する通常の船上サービス、食事、宿泊、施設および当初より含まれている寄港地観光のすべてをカバーします。追加的寄港地観光その他任意のサービスまたはアドオンは、当社の責任に関する本旅客券契約の条件に従い、合意により追加することができます。クルーズツアー料金は、請求書に記載された利用人数に基づいて設定されており、利用人数に変更が生じた場合には、1名利用追加料金の適用を含め、クルーズツアー料金が増加されることがあります。クルーズツアー料金には、当社の燃料費、米ドルとその他の通貨との為替レート、当社の航空運賃の負担、政府機関もしくは準政府機関により当社に課される手数料および税金(港湾人頭税、付加価値税、航空およびホテルに関する税金その他これらに類する税金等)、またはその他の不測の事態に基づく追加料金(サーチャージ)は含まれず、運航者は、いずれの場合も適用法令および本旅客券契約の条件に従い、これらを課または転嫁する権利を明示的に留保します。この場合において、お客様にキャンセルの権利が黙示的に認められるものではありません。
5. **旅行代理店の利用、同伴者、譲渡不可性、支払、キャンセル料:**
- a. **旅行代理店:**お客様の旅行代理店は、お客様のクルーズツアーおよび関連する交通、宿泊またはアクティビティの手配において、お客様の代理人としてのみ行動し、運航者の代理人として行動するものではありません。運航者は、お客様の旅行代理店のいかなる表明または行為(お客様が常に責任を負う予約金またはその他の金銭の運航者に対する支払の不備、および運航者からお客様に対する払戻しの送金の不備が含まれますが、これらに限られません。)についても責任を負いません。お客様の旅行代理店またはその他の権限を与えられた個人(お客様を代理してクルーズツアーを予約する者を含みます。)が、本旅客券契約またはその他の情報を運航者またはその代理店から受領した場合、またはお客様およびお客様の予約に含まれるすべての旅客を代理して本旅客券契約の条件を承諾した場合には、お客様および当該各旅客がこれを受領しおよび承諾したものとみなされます。お客様の旅行代理店がお客様を代理して何を受領し、承諾したかを確認することは、お客様の責任です。
 - b. **同伴者:**お客様は、本旅客券契約またはお客様が行った予約に係るその他の旅客券契約に記載され またはこれらに基づいて旅行するすべての旅客によって、本旅客券契約に含まれるすべての条件、制約および例外に同意する正当な権限を与えられており、またはそれらの旅客の代理人として当該権限を有していること、ならびに本旅客券契約を受諾または使用することにより、当該旅客またはその一人一人が本旅

客券契約に署名した場合と同一の効力をもって、本旅客券契約が当該旅客を拘束することに同意することを誓約し、保証するものとします。お客様は、本旅客券契約に基づき旅行する旅客が本旅客券契約の条件を知らなかったと主張し、当社に対して行いたいかなる請求についても、当社に補償し、当社を防御することに同意します。

- c. **譲渡不可:** お客様は、旅程表、請求書および本旅客券契約を譲渡または承継することができません。また、旅程表、請求書および本旅客券契約は、お客様の請求書に記載された船舶およびクルーズツアーについてのみ有効です。
- d. **支払:** 支払条件については、お客様の請求書をご参照ください。運航者としての当社または当社の代理人が必要な支払を受領しない限り、いかなる予約も法的拘束力を持って成立することではなく、クルーズツアーへの参加も許可されません。当社は、クルーズツアーの価格設定およびクルーズツアー料金の支払スケジュールに関するすべての権利を留保します。本旅客券契約に別段の記載がある場合を除き、クルーズツアー料金の一部または全部が払い戻されることはありません。
- e. **キャンセル料:** 下記「24 時間以内の再検討」に定める場合を除き、クルーズツアーのキャンセルは、お客様の旅行代理店により書面で受理される必要があります。キャンセルの場合、本旅客券契約第 14 条に別段の明示的な定めがある場合、当事者間で別途合意した場合または適用法令により別段の定めが要求される場合を除き、本条に記載のキャンセル料が適用されます。お客様は、お客様のキャンセルにより運航者がお客様のクルーズツアーを再販売することが困難になること、および本条に記載のキャンセル料が、お客様のクルーズツアーが再販売されるか否かにかかわらず適用されることを確認します。お客様は、キャンセルが行われた場合に運航者が被る損失は定量化することが非常に困難または不可能なものであり、本条に記載のキャンセル料が損害賠償額の予定として公正かつ合理的であることに同意するものとします。その他の施設等（航空便やホテルなど）の変更、修正またはキャンセルには、下記の表 A および表 B に定めるキャンセル料に加えて、適用される請求書または条件に基づく追加のキャンセル料が発生する場合があります。
- i. **24 時間以内の再検討:** お客様は、クルーズツアーの予約後 24 時間以内であれば、理由の如何を問わず、お客様の旅行代理店に書面で連絡することにより、キャンセル料なしでクルーズツアーをキャンセルし、全額の払戻しを受けることができます。

ii. **35 日以下のクルーズツアーに適用されるキャンセル料表**

出発日までの日数 (書面による通知の受領日基準)	旅客 1 名当たりのキャンセル料
120 日以上前	US\$100.00
119 日前から 90 日前まで	クルーズツアー料金の 20%
89 日前から 70 日前まで	クルーズツアー料金の 35%
69 日前から 50 日前まで	クルーズツアー料金の 50%
49 日前から 30 日前まで	クルーズツアー料金の 75%
29 日前以内	クルーズツアー料金の 100%

iii. **35 日を超えるクルーズツアーに適用されるキャンセル料表**

出発日までの日数 (書面による通知の受領日基準)	旅客 1 名当たりのキャンセル料
180 日以上前	US\$1,000.00
179 日前から 150 日前まで	クルーズツアー料金の 20%
149 日前から 120 日前まで	クルーズツアー料金の 40%
119 日前から 90 日前まで	クルーズツアー料金の 60%
89 日前から 60 日前まで	クルーズツアー料金の 80%
59 日前以内	クルーズツアー料金の 100%

- iv. **追加的寄港地観光:** 追加的寄港地観光のキャンセルについては、当該追加的寄港地観光について別途定める条件が適用されます。

- f. **予約の誤り:** 当社は、出航前いつでも、誤植、技術的もしくはシステム上の不具合、または価格もしくは空き状況に関するその他の誤り(当該誤りが明白であるか否かを問いません。)の結果として行われたクルーズ

ツアーの予約を、お客様の旅行代理店を通じてキャンセルする権利を留保します。当社が予約の誤りを理由として予約をキャンセルした場合、当社の唯一の義務および責任は、当該予約について当社に支払われたすべての金銭を、利息を付すことなく、お客様の旅行代理店に速やかに払い戻すことであり、それ以上の補償、損害賠償または費用（いかなる間接的または付随的な費用を含みます。）も請求することはできません。お客様は、誤った価格または空き状況に基づいて契約が成立することはなく、当社は当該誤りに拘束されないことを確認し、これに同意するものとします。

6. **サーチャージ:** 当社は、いずれの場合においても適用されるすべての法令を遵守した上で、当社の燃料費、米ドルとその他の通貨との為替レート、当社の航空運賃の負担、政府機関もしくは準政府機関により当社に課される手数料および税金（港湾人頭税、付加価値税、航空およびホテルに関する税金その他これらに類する税金等）、またはその他の不測の事態に基づき、クルーズツアー料金に加えて追加料金（サーチャージ）を課す権利を留保し、お客様はこれに明示的に同意するものとします。クルーズツアー料金に対するこれらの追加料金（サーチャージ）は、当社の裁量により、当社が選択する任意の金額および計算方法を用いて課される場合があります。
7. **最低年齢:** 当社は、船舶において 18 歳未満のお客様を対象とした施設またはサービスをご用意しておりません。お客様は、クルーズツアーの乗船予定日までに 18 歳に達している必要があります。
8. **乗船前および乗船の要件:** 乗船前の手続を開始する際、お客様は、本旅客券契約；下船後 6 ヶ月間有効なパスポート（いずれかの時点で米国を出国する場合）または政府発行の有効な身分証明書（いずれの時点でも米国を出国しない場合）；必要な宣誓供述書、ビザ（査証）、関連するビザ免除、渡航認証、訪問先の要件を満たす予防接種または予防接種カード；旅程で必要とされ法律で認められている旅行保険または旅行保護補償の証明書；ならびに予定寄港地および最終目的地に必要なその他のすべての書類を所持するものとします。当社は、お客様または他の方が、適用法令で義務付けられている書類のすべてを保持しなかったことにより発生した損失または遅延について、一切責任を負わないものとし、また、お客様がそのすべての書類を所持および保持していない場合には、乗船または下船を拒否する権利を留保します。当社は、いかなる状況においても、お客様が当該書類を当社に提出したか否かにかかわらず、適用法令に関するいかなる情報または助言に対しても責任を負わず、また、お客様の書類の不備もしくは不正、またはお客様による適用法令の不遵守の結果に対しても責任を負いません。お客様は、乗船前手続の開始予定時刻の少なくとも 4 時間前までに、乗船前手続のために指定された場所に集合する必要があります。この時刻は、乗船前手続において各旅客を処理する必要があることから、同じクルーズツアーに参加する他の旅客と異なる場合があります。
9. **禁止品目・違法薬物・大麻・搜索および押収の権利:** お客様は、銃器、武器、爆発物、リチウム電池（書面で明示的に承認された場合を除きます。）、規制もしくは禁止されている物質もしくは違法薬物、大麻、医療用大麻もしくは CBD オイル、引火性もしくは危険性のある物品、または現地、州、連邦、海事もしくは国の法律で禁止されている禁制品を船内に持ち込むことができません。医療用大麻および CBD オイルを含む大麻の所持または使用、ならびにあらゆる違法薬物の所持または使用は、大麻の使用または所持を許可する可能性のある現地法、州法その他の法律にかかわらず、訪問する多くの管轄区域において厳しく禁止されており、また、ターミナル内、寄港地観光中またはクルーズツアーのその他のすべての部分に加えて、船舶上においても常に厳しく禁止されています。いずれかの管轄区域の法令に違反した旅客は、法執行機関または税関当局への通報、逮捕および起訴の対象となります。危険物、何らかの形態の大麻または何らかの違法薬物もしくは規制薬物を船舶内に持ち込んだお客様は、即時下船または乗船拒否の対象となります。これらのいかなる状況下においても、お客様は、払戻し、損失、損害、不都合または補償を一切請求できないものとします。セキュリティならびに他の旅客および船舶乗組員の安全と安心のため、お客様は、お客様、お客様の客室および手荷物その他の所有物について、いつでも合理的な搜索が行われること、および、危険な、規制された、または禁止されたいかなる物質または物体（違法薬物および何らかの形態の大麻、ならびに船舶もしくは乗船中の者の安全を毀損し、他の旅客に不都合を与え、もしくは非処方麻薬、規制物質その他の何らかの性質の違法商品の保有もしくは運搬に関する適用当局の法令に違反する可能性がある当社が判断する物質もしくは物体を含みます。についても、いかなる種類の補償もなしに、撤去、没収、破壊または当局への提出が行われることに同意するものとします。
10. **法令・規制・船舶命令の遵守、行動規範、渡航制裁、補償:**

- a. **法令・規制・船舶命令の遵守、行動規範**: お客様は常に、すべての入国管理、港湾、保健、税関および警察当局の要件ならびに訪問先の各現地、州または国のすべての法令を遵守しなければなりません。お客様は、運航者および船舶職員の命令に常に従わなければなりません。お客様は、他の旅客または乗組員の快適性、楽しみ、安全または福利に影響を与える行動を常に控えなければなりません。お客様が適用法令、規制もしくは船舶の命令を遵守しない場合、または他の旅客もしくは乗組員の快適性、楽しみ、安全もしくは福利に影響を与えるような行動をとった場合、いかなる種類の損失、発生費用、損害または補償についても当社が責任を負うことなく、お客様は、下船させられ、将来の旅行を拒否され、または運航者の単独の裁量によるその他の措置の対象となる可能性があります。
- b. **渡航制裁**: お客様は、米国財務省外国資産管理局、欧州連合の制限的措置その他世界中の関連する制裁および貿易管理当局が執行する、適用されるすべての制裁法令を完全に遵守することに同意するものとします。これらの制裁に違反していることが判明した旅客、または適用法令に基づく制限の対象となっている旅客は、乗船を拒否されます。このような場合、当該旅客および当該旅客の予約に含まれるその他の旅客は、乗船を拒否されたことまたは予約をキャンセルされたことについて、いかなる払戻し、補償または損害賠償も受ける権利を有しません。運航者は、法令、規制、制裁プログラムその他の関連する状況に変化が生じ、運航者またはその関連会社が適用される法的または規制上の要件に違反することとなる場合には、お客様の旅行代理店との間で予約が確定または全額支払済みとなった後を含め、いつでも、予約または乗船をキャンセルし、停止し、または拒否する権利を明示的に留保します。お客様のクルーズツアーの旅程に含まれるすべての国について、適用されるすべての渡航、税関、入国管理および制裁に関する法令の遵守を確保することは、もっぱらお客様の責任です。運航者およびその関連会社は、お客様が当該法令を遵守しなかったこと、または運航者が適用される制裁方針を執行したことから生じるいかなる結果についても、一切の責任を否認します。
- c. **補償**: お客様は、お客様または本旅客券契約に記載されたもしくは本旅客券契約に基づいて旅行するすべての旅客による行為または法令違反により、運航者または船舶に発生または課されるあらゆる性質の罰則、罰金、料金、損失または損害について、当社に補償することに同意します。

11. 公衆衛生:

- a. **医師への相談の推奨、健康リスクの認識**: 旅行の適否を医師に相談するとともに、世界保健機関(WHO)またはその他の関連政府機関のウェブサイトをご覧ください。お客様のクルーズツアーに関連する健康リスクについて最新の情報を入手されることをお勧めします。お客様は、クルーズツアー中、船舶上、ターミナル内および乗船エリア内において、陸上での活動中または船舶への往復中において、お客様または他の旅客が感染症(COVID-19、インフルエンザ、風邪およびノロウイルスを含みますが、これらに限られません。)にさらされる可能性があることを認識し、理解し、かつ承諾するものとします。また、お客様は、これらの感染症その他にさらされるリスクは、人々が交流または施設を共有するほとんどの活動に内在するものであり、当社の管理の及ばないものであり、いかなる状況においても排除できないことを理解し、承諾するものとします。お客様は、本旅客券契約の一部として、かかる暴露から生じる重病または死亡のリスク、ならびに関連するあらゆる性質のあらゆる損害、損失、費用および経費を含め、これらのリスクを意図的かつ自発的に受け入れます。
- b. **予約・乗船の拒否、下船または隔離の権利**: 当社は、(1)伝染病もしくは感染症、または米国もしくは国際的な保健機関が渡航制限を要すると判断したその他の疾病に罹患している可能性のある方、または(2)当社の単独の見解上、旅行に適さない方、その存在がその方もしくはその他の方の快適性、安全性もしくは健康を害する可能性がある方、もしくは入国管理局もしくはその他の政府当局により目的地での上陸を拒否される可能性がある方について、予約を拒否し、乗船を拒否し、下船させ、客室に閉じ込め、隔離し、またはクルーズツアーから除外する権利を留保します。お客様は、かかる決定が最終的かつ拘束力を有することに同意するものとします。本項に基づき当社が予約をキャンセルした場合、当社の唯一の義務および責任は、当該予約についてお客様の旅行代理店から当社に支払われたすべての金銭を、利息を付すことなく速やかに払い戻すことであり、それ以上の補償、損害賠償または費用(いかなる間接的または付随的な費用を含みます。)も請求することはできません。乗船拒否または船舶からの退去の結果としていずれかの方に生じた追加費用は、すべて当該方の責任とします。

12. 旅客の保証および適合性、リスクの認識、妊娠、特別なニーズおよび障害、利用・アクセスに関する制限、医療サービス:

- a. **旅客の保証および適合性**: お客様は、お客様およびお客様の一行で旅行する他のすべての旅客が、(1)身体的、精神的およびその他の面でクルーズツアーを実施するのに適していること、(2)緊急時または荒波の場合に船舶内を問題なく移動できること、(3)船舶上および世界の特定の地域では医療サービスをすぐに受

けられないことを認識していること、(4)必要なすべての予防接種を受けていること、(5)常に船舶の規則および規制ならびに船舶の船長、職員および医療関係者の命令および指示(該当する場合)を遵守すること、ならびに(6)船舶の安全を損なったり、他の旅客を危険にさらしたり、迷惑をかけたりしないことを保証するものとします。当社は、お客様のクルーズツアー中に、予防接種または専門的な健康・精神的ケアを提供することを要求されず、そのような手配はすべてお客様の責任となります。また、旅行先の生活水準および慣行(公共サービス、各種サービスおよび宿泊施設の提供に関するものを含みます。)は、お客様が居住する地域のものと異なる場合がありますのでご注意ください。

- b. **リスクの認識:** 船旅には、クルーズツアー旅行特有のリスクが内在的に伴います。お客様は、船舶上において、運航者の管理の及ばない船舶の揺れその他の海の危険にさらされる可能性があり、これらはいかなる状況においても排除できないことを認識し、理解し、かつ承諾するものとします。お客様は、本旅客券契約の一部として、かかる船舶の動揺から生じる負傷または死亡のリスク、ならびに関連するあらゆる性質のあらゆる損害、損失、費用および経費を含め、これらのリスクを意図的かつ自発的に受け入れます。
- c. **妊娠:** 当社は、(1)クルーズツアーの旅行終了時点で妊娠 22 週目を過ぎている女性の方、または(2)探検船での旅行を含むクルーズツアーの旅行終了時点で妊娠 16 週目を過ぎている女性の方の旅行を受け入れかねます。また、多くのクルーズツアー、特に探検船での旅行を含むクルーズツアーは遠隔地を訪れるため、数日間にわたり産科または婦人科の施設を利用できない場合がありますのでご注意ください。妊娠中の旅行の適否については、当社とのご旅行前に産科医にご相談されることをお勧めします。

- d. **特別なニーズおよび障害:** お客様には、予約時または航海開始の少なくとも 60 日前までに、クルーズツアー中に配慮を必要とする可能性のある移動上、医学的、身体的、感情的または精神的状態(車椅子その他の移動補助具の使用が必要な場合を含みます。)について、お客様の旅行代理店に知らせることを強く推奨します。お客様は、お客様の旅行代理店に通知し、当社の「Health & Accessibility Form」に記入することにより、旅行代理店を通じて、クルーズツアー中に配慮を必要とする可能性のある移動上、医学的、身体的、感情的または精神的状態を当社に通知することができます。「Health & Accessibility Form」への記入により、特定の配慮の要求またはサービスが自動的に承認または確定されるものではないことにご注意ください。クルーズツアーの予約後に、移動上、医学的、身体的、感情的または精神的状態が生じた場合は、直ちにお客様の旅行代理店にお知らせください。適時の通知がない場合、当社はお客様のニーズに可能な限り対応する準備ができない場合があります。要求された配慮を提供できることを保証できません。

お客様は、お客様の特別なニーズまたは障害に関連するすべての必要物品を持参し、これについて単独で責任を負わなければなりません。また、当社が客室内で対応可能かを判断できるよう、船内に持ち込みを希望される移動補助具その他の医療機器について、お客様の旅行代理店を通じて当社に通知することを強く推奨します。安全上の理由から、船内に持ち込まれる移動補助具その他の医療機器は、運航者の要件(大きさおよび重量の制限を含みます。)を満たし、お客様の客室内に保管されなければなりません。一般に、移動補助具は幅 22 インチ以下(折りたたんだ状態)かつ重量 50 ポンド未満である必要があります。現地のインフラ、運航上の制約その他の安全上の理由により、旅程によっては移動補助具その他の医療機器に対応できない場合があります。したがって、事前の承認がない限り、当社は、お客様が移動補助具その他の医療機器を船内に持ち込めることを保証できません。

クルーズツアーでの旅行に内在するリスクは、障害または特別なニーズをお持ちの旅客にとって、より重大なものとなる可能性があります。旅客は、クルーズツアーを予約する際にご自身のニーズを考慮する必要があります。当社の乗組員は、食事、着替え、排泄、入浴などの個人的な作業の支援その他の個人的な広範な支援を行いませんのでご注意ください。当社は、旅客が自身または乗船者の安全および福利に対するリスクとなる場合には、予約のキャンセル、乗船拒否またはアクセスの制限を行う権利を留保します。

- e. **利用・アクセスに関する制限:** お客様は、以下の事項を認識し、理解するものとします。(1)すべての船舶にエレベーターが設置されているわけではなく、また、一部の船舶には、移動に障害のある旅客のアクセスを制限する可能性のあるスプリットレベルのデッキまたは高い敷居があること、(2)特定の港では、港湾インフラ、安全上のリスクまたは物理的障害により、移動補助具を使用して上陸できない場合があること、(3)特定の地域の空港および大型バスは車椅子で利用できるように設計されていないこと、(4)特定のクルーズツアーでは、当社の管理の及ばない、移動補助具の使用に関する追加の条件、制限または制約が存在する場合があること、(5)船舶、ドック、船渡しその他船内外の施設の設計、建造または運用に関する特定の国際的、外国または現地の安全要件、基準または規制により、移動に障害のある旅客の施設またはアクティビティへのアクセスが制限される場合があること、(6)航空会社、ホテルその他のその他の施設等の提供業者が移動補助具の使用に追加の制限を設けている場合があること、(7)当社の乗組員は、支援が安全上の懸念を生じさせる場合には、お客様を持ち上げたり、移動に障害のある方にその他の支援を提供したりしないこと、(8)当社は、旅客が自身または乗船者の安全および福利に対するリスクとなる場合には、船内または陸上でのアクセスを制限することがあること、ならびに(9)特定のクルーズツアーは、移動障害その他の身体障害のある

旅客には適切でない場合があること。移動障害その他の身体障害のある旅客は、旅程および船舶のレイアウトを確認し、ご自身のニーズを検討した上で、利用可能な配慮に関する詳細についてお客様の旅行代理店にお問い合わせください。運航者は、運航者、航空会社、ホテル、レストランその他のその他の施設等の第三者提供業者によるサービスの拒否について、一切責任を負いません。お客様は、クルーズツアーにおける移動補助具の使用、および運航者または第三者業者によって課された移動補助具の使用の禁止について、全リスクを負うものとします。

- f. **医療サービス:** お客様は、以下の事項を認識し、これに同意するものとします。(1)医療の利用は制限されまたは遅れる可能性があり、また、船舶が運航するすべての場所から緊急医療搬送を実施できるわけではないこと、(2)リバー船での旅行を含むクルーズツアーでは、当社は船舶に医師または医務室を配置しておらず、船舶は基本的な応急処置のみを提供できる設備しか備えていないこと、(3)お客様のクルーズツアーに関連するすべての保健、医療その他の個人的サービスは、お客様の便宜と利益のためだけに提供されるものであり、お客様はそのようなサービスの料金を請求されること、(4)船上であるか陸上であるかを問わず、お客様が受ける医療は、運航者の管理もしくは指揮の下で、または当社の代理人として行動する者によって提供されるものではないこと、(5)医療サービスは、お客様のみのリスクと費用負担において提供され、運航者は一切の責任を負わず、適用法令により義務付けられている場合を除き、お客様は、運航者がお客様のために負担したすべての医療費または搬送費用を運航者に補償することに同意すること、(6)運航者は医療提供者ではないため、医師、看護師その他の医療担当者はお客様のために直接働くものであり、運航者の管理または監督の下で行動するものとはみなされないこと、ならびに(7)当社は、医療担当者の医学的専門知識を監督する義務を負わず、検査、助言、診断、投薬、治療、予後診断その他の医療サービスの結果について責任を負わないこと。

13. **探検船によるクルーズツアーに関する要件、認識および保証:** お客様のクルーズツアーが探検船での旅行を含む場合、本旅客券契約の他の条件にかかわらず、お客様は以下の事項を認識し、これに同意するものとします。(1)お客様のクルーズツアーには、他のクルーズツアーのリスクおよび危険を超える追加のリスクおよび危険(例えば、極端な気象条件その他の予測不可能な自然の力(動物の行動を含みます。))にさらされる可能性がより高いこと、身体的または心理的な負荷を求められる可能性がより高いこと、医療サービスから遠く離れた遠隔地(ヘリコプターその他の手段による医療搬送が困難または不可能な地域を含みます。)へ旅行すること、および遠隔地で機器が故障する可能性があること)があること、(2)お客様は、クルーズツアーで旅行することのリスク、お客様自身またはお客様の財産に損害が生じる可能性およびその結果を引き受けること、(3)お客様がクルーズツアーで旅行する理由は、少なくとも部分的には、クルーズツアーに内在するリスクに少なくとも部分的に起因する興奮と楽しみにあること、(4)お客様のクルーズツアーでは、他のクルーズツアーと同じサービスおよび宿泊施設を提供できない場合があります、また、他のクルーズツアーよりも船内への持込品について厳しい制限が課される場合があること、(5)お客様のチケットの価格は、お客様がクルーズツアーに内在するリスクを引き受けることを前提としていること、(6)お客様は、クルーズツアーに参加する他者の健康または安全に不合理なリスクをもたらす身体的または精神的状態を有していないことを保証すること、(7)当社は、お客様の身体的または精神的状態がお客様またはクルーズツアーに参加する他者の健康または安全に不合理なリスクをもたらすと判断した場合、乗船を拒否し、または本旅客券契約に定めるその他の権利を行使する権利を留保すること、(8)特定の探検旅程では、お客様は、(A)お客様および有資格の医療提供者の双方が記入した個人的な医療問診票を、出発前 90 日以内(かつ出発の 45 日前まで)にお客様の旅行代理店に提出し、(B)提出済みの個人的な医療問診票のいずれかの項目の回答に変更があった場合には、出発の少なくとも 30 日前および乗船時に、お客様の旅行代理店に書面で通知し、かつ(C)乗船後に提出済みの個人的な医療問診票のいずれかの項目の回答に変更があることを知った場合には、直ちにお客様の旅行代理店に知らせることを求められること、(9)お客様がクルーズツアーに関連する医療情報を当社またはお客様の旅行代理店に提供したことにより、当社またはお客様の旅行代理店が、クルーズツアーまたはクルーズツアーに関連する活動への参加の適否または安全性について、いかなる意味においてもお客様に医学的助言を提供するものではないこと(当社は医療提供者ではありません。)、ならびに(10)クルーズツアー中に訪問する特定の場所については、旅行保険または旅行保護補償への加入およびその証明の提出を求められる場合があり、十分な証明が提出されない場合には旅行が禁止されること。

14. **運航者の権利および裁量:** 運航者は、その単独の裁量により、適法かつ非差別的な理由があれば、出航前のいつでも予約をキャンセルし、またはいずれの旅客に対しても乗船を拒否しもしくは下船を求めることができます。船長は、いずれの方かの安全、安心、快適性もしくは福利のため、または船舶の損害もしくは損失を防ぐために、必要とみなされるいかなる行為をも行う権限を有します。運航者は、予告なしにいつでも、クルーズツアーの中止、出航もしくは到着の日付もしくは時間の変更もしくは延期、お客様の乗船地もしくは下船地の変更、

当初割り当てられた客室とは異なる客室の提供、船内もしくは船外のアクティビティの変更もしくは省略、クルーズツアーの短縮もしくは延長、寄港地の変更、追加もしくは省略、船舶の代替、代替輸送の提供、または人命もしくは財産を保護するための援助の提供を行う権利を留保します。船舶は、乗船前または乗船後いつでも、かつ海上の必要性の有無にかかわらず、航海のいかなる段階においても、港に留まり、いかなる航路によっても進み、または広告された航路もしくは予定された航路を逸脱もしくは変更することができ、また、燃料、貯蔵品、労働者、密航者、旅客もしくは船舶の人員を本航行、前航行もしくは後航行のために積み込みもしくは積み下ろす目的のため、または運航者である当社もしくは船長が望ましいと考えるいかなる目的のためにも、通常の航路に反して、通常の航路から外れて、もしくは通常の航路を越えて、1 回もしくは複数回、いかなる順序でも、いかなる場所にも進み滞在することができます。かかる手続は、適用法令に別段の定めがない限り、逸脱ではなく、本旅客券契約に明記されているのと同様に、本旅客券契約で意図された航海の範囲内であるとみなされます。上記の規定は、本旅客券契約のいかなる文言によっても制限されるものとはみなされません。船舶は、航海の開始前または開始後に、羅針盤を調整し、乾ドックまたは航路を進むことができるとともに、操縦士なしで航行し、曳航もしくは曳航され、かつあらゆる状況において他の船舶を支援することができます。戦争、敵対行為、封鎖、氷、労働争議、天候、波浪、浅瀬もしくは高波、反乱、船上もしくは陸上での騒乱、伝染病(COVID-19、インフルエンザおよびノロウイルスを含みますが、これらに限られません。)の流行もしくは大流行、伝染病の流行もしくは大流行に関する政府の制止もしくは宣言、いずれかの政府当局のその他の制止、健康上の緊急事態、天災地変、船舶の故障、混雑、停泊の困難、もしくはその他の何らかの原因により航海の遂行が妨げられもしくは妨げられた場合(または運航者もしくは船長の見解上、妨げられる可能性がある場合)、または、運航者としての当社もしくは船長が、運航者の支配が及ばない何らかの理由によって、いずれかの港に向かうこと、入港しようとする、もしくは港に入港もしくは留まることが、船舶もしくは人を損失もしくは損害の危険にさらす可能性があり、もしくは船舶を遅延させる可能性があるとして判断した場合、当社は、予定されたクルーズツアーから外れ、または港および目的地の一部もしくは全部に対して代替輸送を提供することができます。この場合、お客様およびお客様の手荷物は、船舶が寄港するいずれかの港または場所に陸揚げされる可能性があります。また、この場合、当社の責任は消滅し、本旅客券契約は完全に履行されたものとみなされ、または、お客様がまだ乗船していなかった場合、当社は予定されたクルーズツアーを中止することができます。

当社がこれらの行為のいずれかを行う必要がある場合、当社は、以下のとおりお客様またはお客様の旅行代理店に対して責任を負うものとし、適用法令により別途要求される場合を除き、その他にはいかなる種類の返金、支払または補償の責任も負わないものとします。:

当社がクルーズツアーを開始前にキャンセルした場合、当社は、当社の選択により、お客様の旅行代理店を通じて、実際に受領したクルーズツアー料金を払い戻し、将来のクルーズに利用できるバウチャーを提供し、その他の補償を提供し、または他の代替となるクルーズツアーを提供します。

予定された出航日または出航時間が遅延し、その遅延の結果、お客様が船舶に滞在できない場合、当社は、遅延の期間中、お客様に追加費用を負担させることなく、陸上での宿泊施設および食事を手配することができます。

乗船または下船の予定港が変更になった場合、当社は、当初予定されていた港から変更後の港までの送迎を手配します。

政府機関が、予定旅程に含まれる特定の国または地域への旅行状況に関する情報を発表した場合、当社は、予定通りクルーズツアーを催行し、または旅程を変更する権利を留保します。また、当社はそれに代えて、クルーズツアーを中止し、当社に支払われたクルーズツアー料金をお客様の旅行代理店を通じて払い戻す権利を留保します。

クルーズツアーが短縮または中止された場合、当社は、当社の選択により、比例按分による払戻し、将来のクルーズに利用できるバウチャーもしくはその他の補償を提供し、または、お客様を他の船まで運送し、もしくは他の方法によりお客様を下船港まで運送します。

予定されていたクルーズツアーの期間が延長された場合、お客様は追加のクルーズツアー料金を負担する責任を負わず、当社は間接損害を含め、いかなる方法においてもお客様に支払または補償を行う責任を負いません。

当社がお客様の客室をより安価な客室に変更した場合、当社は、本旅客券契約に別段の記載がある場合を除き、お客様が支払った客室と変更後の客室の差額をお客様に払い戻します。

15. 手荷物:お客様は、船内で必要なすべての身の回り品について無料運送の権利を有します。ただし、お客様は、航空会社その他の輸送業者のすべての規制、料金または条件(手荷物の重量制限を含む場合があります。)に従わなければなりません。当社は、本旅客券契約に明記されている場合を除き、お客様の生鮮品、医薬品、貴重品、金融商品、電子機器等の紛失または破損について一切責任を負いません。お客様は、航海に必要かつ適切な個人的な衣類、持ち物および贈答品のみを船舶内に持ち込むことができます。手荷物には、お客様のお名前、船名、客室番号および出航日を明記してください。お客様は、追加料金なしで 1 立方メートル(35.3 立方フィート)の手荷物を持ち込むことができます。お客様が持ち込む手荷物は、ベッドの下またはお客様の客室に備え付けの収納スペースに収まるものでなければなりません。

16. 運航者の責任および責任の制限、請求の期限:

a. 当社の過失に基づく責任の限定:

お客様は、天災地変、戦争または戦争的活動、内乱、労働争議、当局による妨害、伝染病(COVID-19、インフルエンザおよびノロウイルスを含みますが、これらに限られません。)の流行または大流行、流行または大流行に関する政府の抑制または宣言、政府当局のその他の抑制、健康上の緊急事態、海の危険、船舶の揺れ、当社の管理が及ばない原因、火災、盗難その他の犯罪、船舶の航行もしくは管理における誤り、または船体、機械、付属品、設備、備品もしくは消耗品の欠陥もしくは航行不能、操縦士、曳船、代理店もしくは独立請負業者の過失もしくは怠慢、またはその他性質の如何を問わない原因によって引き起こされた死亡、負傷、疾病、損害、遅延、損失または不利益に対して、いかなる場合においても当社が責任を負わないことに同意するものとします。ただし、かかる死亡、傷害、疾病、損害、遅延、損失または不利益が、運送の過程で行われた当社の作為または不作為に起因するものであり、かつ当社の過失もしくは怠慢、または職務の範囲内で行動する当社の使用人もしくは代理人の過失もしくは怠慢に起因するものであることが証明された場合に限ってはこの限りではなく、その場合、当社の責任は、以下に記載する適用法令に規定される限度を超えないものとします。お客様は、いかなる場合においても、船舶外で発生した事象(陸上または寄港地観光中に発生した事象を含みますが、これらに限られません。)に起因するいかなる事故または負傷についても、当社がお客様に対して責任を負わないことに同意するものとします。ただし、手荷物に関して、陸上施設において当社が保管している場合を除きます。

b. 間接損害または懲罰的損害、精神的苦痛:

お客様は、いかなる場合においても、これに反するいかなる法令にもかかわらず、当社が間接損害、付随的損害、懲罰的損害または懲罰的損害を賠償する責任を負わないことに同意するものとします。お客様は、ここに、いかなる状況においても、いかなる種類の感情的苦痛、精神的苦痛または心理的傷害に対する損害賠償について、当社に対して損害賠償を請求する一切の権利を放棄するものとします。ただし、当社の過失と法律的因果関係があり、かつお客様の身体的傷害もしくはお客様が直接的な身体的傷害の実際の危険にさらされたことに起因する損害であることが管轄裁判所で証明された場合、または当該損害が当社の故意により生じたものであることが管轄裁判所で証明された場合を除きます。

c. 手荷物その他の財産の紛失または破損に関する責任の制限:

適用法令で認められる最大限の範囲で、お客様が適法に船内に持ち込んだすべての手荷物その他の財産(手荷物に入れて運ばれたか、お客様自身が運んだかを問いません。)の紛失または破損に対する当社の責任は、300 米ドルを超えないものとします。ただし、お客様がその真の価額を書面で申告し、乗船前に当該価額が 300 米ドルを超える額の 5%を当社に支払った場合は、当社の責任は、実際に生じた損害につき当該申告価額を上限とし、かつ 5,000 米ドルを超えない範囲に制限されます。いかなる場合においても、当社は、財産または手荷物の通常の摩耗または損耗について責任を負いません。いかなる場合においても、電子機器、コンピューター(ラップトップ型であるか否かを問いません。)、DVD プレーヤー、デジタルもしくはフラッシュドライブのコンピューター機器、ディスク、メモリーカードもしくはその他の電子記憶装置、携帯型もしくは類似の機器、携帯電話、カメラ、ビデオもしくはオーディオテープ、CD、現金、金、宝飾品、時計、貴石および貴金属、証券、金融商品、チケット、美術品、双眼鏡、レクリエーション機器、歯科用機器、化粧品、電気毛髪器具、眼鏡類(眼鏡、サングラスおよびコンタクトレンズを含みます。)、補聴器、医薬品、医療機器、酒類その他のアルコール飲料、タバコ、タバコ製品、ビジネス文書その他の文書またはその他の貴重品の紛失または破損について、手荷物内に持ち込むか否かを問わず、当社は責任を負わないものとします。お客様が航空その他の輸送手段により旅行する場合、当該輸送手段による運送には航空会社その他の輸送業者の条件が適用され、当社は、当該航空その他の旅行に起因しまたは関連する財産(手荷物、貴重品その他の身の回り品を含みます。)の紛失または破損について責任を負

いません。

d. 独立請負業者によるサービス、寄港地観光、その他の施設等：

お客様は、その他の施設等、寄港地観光、航空便、地上交通機関、医療サービス、スパサービスその他の独立請負業者が提供するサービスの適合性について、明示または黙示を問わず、いかなる表明も行われないうことに同意するものとします。当社は、通知の有無にかかわらず、独立請負業者が使用または提供する宿泊施設、運搬、サービス、施設もしくは設備に関連して、もしくはそれらの行為から生じ、もしくは寄港地観光もしくはその他の施設等の利用中に生じた、遅延、出発もしくは到着の遅延、乗り継ぎの不備、人または物に対する損失、死亡、損害もしくは傷害、事故、機器の故障、失敗、もしくはあらゆる性質の過失もしくは故意による行為、またはそれによって生じた追加費用について、その全部または一部を問わず一切責任を負いません。お客様のクルーズツアーに参加する様々な独立請負業者は、お客様との間で独自の別個の契約を締結する場合がありますが、それにかかわらず、お客様はそれらの独立請負業者のサービスおよび施設を利用するリスクを負担するものとします。当社は、独立請負業者によって提供される寄港地観光、その他の施設等、ツアーおよび任意のサービスの発券または販売から手数料を徴収し、利益を得る権利を有しますが、彼らの行動を監督または管理するものではなく、明示または黙示を問わず、彼らの適性についていかなる表明も行いません。医療サービス、船内売店、スパサービス、寄港地観光、その他の施設等、航空便もしくは船舶外のその他の交通機関、またはその他の独立請負業者が提供するその他のサービスの手配については、当社はおお客様の便宜のためにのみこれを行います。これらのサービスを利用するかしないかはお客様の自由であり、当社はその履行を保証するものではありません。お客様は、船舶外、または当社が所有もしくは運営していない財産もしくは設備上で発生した事象、または当社の従業員ではない第三者の犯罪行為によって生じた事象について、当社がお客様に対して責任を負わないことに同意するものとします。

e. 当社の責任の制限：

お客様は、お客様またはお客様のご一行の他の旅客が被った死亡、負傷、疾病、損害、遅延その他あらゆる種類の人的または物的損失について、1974 年の旅客およびその手荷物の海上運送に関するアテネ条約およびスイス連邦が採択した 1976 年の旅客およびその手荷物の海上運送に関する条約の議定書（以下「アテネ条約および 1976 年議定書」といいます。）に定めるあらゆる責任制限および免責を当社が享受する権利を有することを認識し、これに同意するものとします。アテネ条約および 1976 年議定書は、旅客の死亡または人身傷害に対する当社の責任を 46,666 特別引出権（以下「SDR」といいます。）（約 65,000 米ドル。ウォール・ストリート・ジャーナルに掲載される日々の為替レートによって変動します。）以下に制限しています。また、お客様の手荷物その他の財産の紛失または破損に対する当社の責任も、アテネ条約および 1976 年議定書に基づき制限されます。懲罰的損害賠償は、アテネ条約および 1976 年議定書の対象となるクルーズツアーについては認められません。本条に基づいて生じる請求には、アテネ条約および 1976 年議定書の適用範囲および責任限度に関する規定のみが適用され、裁判地および準拠法の適用は第 17 条により、出訴期限は下記(i)項により定められます。当事者は、本旅客券契約に明示的に定めるもの以外のアテネ条約および 1976 年議定書の規定を取り込むことを意図していません。アテネ条約および 1976 年議定書のコピーは、書面による要請があれば運航者より提供されます。米国で乗船もしくは下船するクルーズ、またはその他米国法の管轄に服するクルーズについては、上記の責任の制限は、米国法の強行規定により当該制限が認められる範囲においてのみ適用されるものとします。

f. 追加の責任制限：

リバー船での旅行を含むクルーズツアーにおいては、アテネ条約および 1976 年議定書に規定されているすべての責任制限および免除に加え、当社は、スイス連邦（ケベック州在住の個人についてはカナダ）が採択した内陸航行船舶の所有者の責任制限に関するストラスブル条約（以下「CLNI 1988」といいます。）に基づく責任制限または免除の利益を受けるものとします。CLNI 1988 は、当社の責任を、60,000 SDR（約 83,000 米ドル。ウォール・ストリート・ジャーナルに掲載される日々の為替レートによって変動します。）に当該船舶の証明書に基づき運送が許可される旅客数を乗じた金額に制限しており、当該制限額はいかなる場合においても、1 つの事象から当社に対して生じるすべての請求の総額について、12,000,000 SDR（約 17,000,000 米ドル。ウォール・ストリート・ジャーナルに掲載される日々の為替レートによって変動します。）を超えないものとされています。最後に、法律の選択として、1976 年の海事債権についての責任の制限に関する条約（以下「LLMC」といいます。）が適用されるものとし、当社の責任は、LLMC に記載のとおり制限されます。；すなわち、60,000 SDR（約 83,000 米ドル。ウォール・ストリート・ジャーナルに掲載される日々の為替レートによって変動します。）に、当該船舶がその証明書に従って乗せることのできる旅客数を掛けた金額であり、；いかなる場合にも、運航者に対して個別の機会に生じたすべての請求の合計が 25,000,000 SDR を超えないものとし、；内陸航行船舶で被った損害に関しては、720,000 SDR を下回らず、ま

たは、(a)認可旅客輸送能力が 100 人以下の船舶については 3,000,000 SDR を、(b)認可旅客輸送能力が 180 人以下の船舶については 6,000,000 SDR を、(c)認可旅客輸送能力が 180 人を超える船舶については 12,000,000 SDR をそれぞれ超えないものとします。CLNI 1988 および LLMC のコピーは、書面による要請があれば運航者より提供されます。

g. オーシャン船および探検船による EU クルーズツアーに関する追加の責任制限:

EU 加盟国の港で乗船または下船するオーシャン船または探検船での旅行を含むクルーズツアーについて、第 16 条(e)が法律上適用されない場合、お客様は、お客様またはお客様の一行の他の旅客が被った死亡、負傷、疾病、損害、遅延その他あらゆる種類の人的または物的損失について、EU 規則 392/2009 に定めるあらゆる責任制限および免責を当社が享受する権利を有することを認識し、これに同意するものとします。損失または損害が船舶事故(EU 規則 392/2009 により、船舶の難破、転覆、衝突、座礁、船舶の爆発、火災または船舶の欠陥を意味するものと定義されます。)によって引き起こされた場合を除き、お客様に対する当社の責任は、旅客 1 名につき 400,000 SDR(約 552,000 米ドル。ウォール・ストリート・ジャーナルに掲載される日々の為替レートによって変動します。)以下に制限されます。ただし、当該事故が当社の過失または怠慢の結果であることを旅客が証明した場合に限り、損失または損害が船舶事故によって引き起こされた場合、当社の責任は、旅客 1 名につき 250,000 SDR(約 345,000 米ドル。同上)以下に制限されます。船舶事故による損失に対する補償は、運航者の過失または怠慢なしに船舶事故が発生したことを運航者が証明しない限り、旅客 1 名につき最大で 400,000 SDR(約 552,000 米ドル。同上)まで引き上げられます。船舶事故には、戦争、敵対行為、内乱、暴動、自然災害、および第三者の故意による作為または不作為は含まれません。損失または損害が戦争またはテロリズムに関連して発生した場合、人身傷害または死亡に対する当社の責任(船舶事故または船舶事故以外の事故のいずれで発生したかを問いません。)は、旅客 1 名につき 250,000 SDR(約 345,000 米ドル。同上)または 1 事故について船舶 1 隻につき 340,000,000 SDR(約 469,000,000 米ドル。同上)の、いずれか低い方の額に制限されます。また、お客様の手荷物その他の財産の紛失または破損に対する当社の責任も、EU 規則 392/2009 に基づき制限されます。懲罰的損害賠償は、EU 規則 392/2009 の対象となるクルーズツアーについては認められません。本条に基づいて生じる請求には、EU 規則 392/2009 の適用範囲および責任限度に関する規定のみが適用され、裁判地および準拠法の適用は第 17 条により、出訴期限は下記(i)項により定められます。当事者は、本旅客券契約に明示的に定めるもの以外の EU 規則 392/2009 の規定を取り込むことを意図していません。EU 規則 392/2009 のコピーは「<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32009R0392&from=EN>」で入手できます。米国で乗船もしくは下船するクルーズ、またはその他米国の管轄に服するクルーズについては、上記の責任の制限は、米国の強行規定により当該制限が認められる範囲においてのみ適用されるものとします。

h. その他の責任制限:

本旅客券契約に規定されているすべての責任制限および免除に加え、お客様は、当社の責任が、抵触法の規定にかかわらず、本旅客券契約の準拠法であるスイス連邦の法定海事および一般法(The Statutory Maritime and General Law of Switzerland)に規定されたその他の更なる責任制限に準拠することを認識し、これに同意するものとします。お客様は、当社が、回復可能な損害額に関する法定の保護を含め、適用されるすべての法令により認められる最大限の保護を受ける権利を有することを認識し、これに同意するものとします。本契約のいかなる規定も、適用される法令に基づく法定の責任制限または免責を運航者から制限し、または奪うことを意図するものではなく、またそのように作用するものでもありません。これらの法令は、海難または損失の状況によって異なるため事前に定量化または見積もることができない、潜在的に重大な責任制限または免責を定めています。米国の港を含むクルーズツアーにおいては、旅客に対する当社の責任に関して米国の法令に定める(または米国の法令により認められる)すべての制約、免除および責任制限(米国法典第 46 編第 30301 条から第 30308 条までおよび第 30501 条から第 30530 条までを含みますが、これらに限られません。)が適用されます。米国の港で乗船、下船または寄港するクルーズについては、本契約に取り込まれた国際条約と、適用される米国の強行法(米国法典第 46 編第 30509 条および米国一般海事法を含みます。)との間に矛盾がある場合、米国の強行法の規定が優先するものとします。

i. 請求の期限、権利喪失:

法律で認められている範囲において、以下の期限および権利喪失に関する規定は、お客様が当社に対して提起するすべての請求および訴訟に適用され、放棄することはできません。お客様は、これらの期限が、適用されるその他のすべての期限(本契約に定める期限より長いものに限り、)に優先することを認識し、これに同

意するものとします。人身傷害、疾病または死亡に関する請求：旅客の人身傷害、疾病または死亡を理由とするいかなる訴訟も、当該旅客の人身傷害、疾病または死亡が生じた日から 6 ヶ月以内に、そのすべての詳細が記載された請求に関する書面による通知が当社に到達しない限り、当社に対して提起することはできず、当該訴訟を行う権利は喪失されるものとします。；また、いかなる場合においても、人身傷害、疾病または死亡に関する当社に対する訴訟は、旅客の当該人身傷害、疾病または死亡が発生した日から 1 年以内に、第 17 条で指定された法廷地において訴訟が開始され、かつ提訴から 120 日以内に送達されない限り提起することはできず、かかる訴訟に関する権利はすべて喪失されるものとします。

その他のすべての請求：人身傷害、疾病または死亡以外の、クルーズツアーまたは本旅客券契約に直接的または間接的に関連しまたは起因するいかなる請求についても、当該請求に関連するクルーズツアーの終了後 30 日以内に、当該請求のすべての詳細が記載された書面による通知が当社に到達しない限り、当社に対して訴訟を提起することはできず、当該訴訟を行う権利は喪失されるものとします。；また、いかなる場合にも、人身傷害、疾病または死亡を除くいかなる請求に関しても、当該請求に関連するクルーズツアーの終了後 6 ヶ月以内に、第 17 条で指定された法廷地において訴訟が開始され、かつ提訴から 120 日以内に送達されない限り、当社に対して訴訟を提起することはできず、そのような訴訟を行う権利はすべて喪失されるものとします。

17. 法律および法廷地の選択：お客様は、クルーズツアーまたは本旅客券契約に直接的または間接的に関連しまたは起因するいかなる紛争も、スイス連邦の法定海事および一般法（The Statutory Maritime and General Law of Switzerland）に従って専属的に決定されることに同意するものとします。ただし、米国の港で乗船、下船もしくは寄港するクルーズ、またはその他米国法の管轄に服するクルーズについて、適用される米国法の強行規定がスイス法に基づいて認められる責任制限（アテネ条約に定める責任制限を含みます。）の執行を禁じている場合には、当該米国法は当該特定の制限の執行可能性についてのみ適用され、その他のすべての点においては、スイス連邦の法定海事および一般法が適用されるものとします。お客様は、クルーズツアーまたは本旅客券契約に直接的または間接的に関連しまたは起因するいかなる紛争も、もし争われるとしても、他の国、州、都市、自治体、郡または地域の裁判所を除外して、バーゼルシュタット州の民事裁判所（Zivilgericht Basel-Stadt）で争われることに同意するものとします。お客様は管轄権に同意し、そのような訴訟が当該裁判所で提起された場合に行使しうるあらゆる異議を放棄するものとします。お客様は、本項における法の選択および法廷地選択の規定が、当社が当事者となる紛争だけでなく、第三者受益者（上記第 2 条に記載します。）が当事者となる訴訟にも適用されることに同意するものとします。

18. 陪審裁判の放棄：法律で認められる最大限の範囲で、お客様は、クルーズツアーまたは本旅客券契約に直接的または間接的に関連しまたは起因するいかなる紛争についても、陪審による裁判を受ける権利を放棄することに同意するものとします。

19. 集団訴訟の放棄：本旅客券契約は、集団訴訟または代表訴訟ではなく、お客様自身のための個人的な法的措置による紛争の排他的解決を規定しています。適用法令に別段の定めがある場合であっても、お客様は、運航者に対するいかなる訴訟も、いかなる集団の一員としてでも、集団訴訟または代表訴訟の一部としてでもなく、お客様個人によって行われることに同意するとともに、集団訴訟に参加する権利をお客様に与えるいかなる法律も放棄することに明示的に同意するものとします。

20. 対物訴訟の放棄：お客様は、担保を目的として船舶またはその付属物を差し押さえるための対物訴訟手続、または管轄権を確立するために運航者の船舶その他の財産を差し押さえるための準対物訴訟手続を行う権利を有する場合があります。お客様はここに、担保または管轄権を得る目的で、運航者の船舶その他の財産を差し押さえるための対物訴訟手続または準対物訴訟手続に対して有する可能性のあるすべての権利を放棄するものとし、仮に運航者に対する請求を行う場合は、運航者の信用のみに依拠するものとします。

21. 第三者の料金：運航者である当社は、売店業者その他の第三者がお客様に提供するサービスまたは販売品について責任を負いません。お客様が要求または購入した当該サービスまたは物品の料金は、お客様が単独で負担するものとします。

22. 英語：お客様は、サービス、連絡、マーケティング資料、ウェブサイト、本旅客券契約その他の情報が、便宜上、英語以外の言語で提供される場合があることを確認するものとします。英語版と翻訳版との間に不整合、矛盾、曖昧さまたは相違がある場合には、あらゆる点において英語版が優先し、これを支配するものとします。寄港地観光およびクルーズツアー前後の旅行には、お客様の主要言語で提供されないサービス、連絡またはやり取りが含まれる場合があり、また、お客様と異なる言語を主要言語とする者によって提供される

場合があります。

23. 旅客の留置、医療移送、無許可の途中寄港または下船: 検疫、港湾規制、病気その他の原因により、お客様が船内またはその他の場所で留置された場合、かかる留置に関連して発生したすべての費用は、適用法令に別段の定めがない限り、お客様のみが負担するものとします。運航者の過失によらず、理由のいかんを問わず、お客様が最終目的地を越えて船舶に乗船する場合、お客様は追加費用を支払うものとします。万が一、船長の独自の判断により医療上の理由でお客様を移送する必要性が生じた場合、その費用はお客様の負担とします。無許可の途中寄港、下船またはいずれかの港での出航の不履行は、お客様の責任と費用負担となり、お客様はその後の乗船を拒否される場合があります。お客様はいかなる種類の返金、支払、補償またはクレジットも受ける権利を有しません。ある国から出発し、その国の他の港に寄港する往復クルーズツアーの場合、お客様はその国の乗船港以外の港を訪問することはできませんが、恒久的に下船することはできないことを了承するものとします。その国の別の港で下船した場合、その国の政府から罰金または違約金が課される場合があります。支払われた料金の対価として、お客様はクルーズツアーの全行程を完了できなかったために課される罰金または違約金を支払うことに同意するものとします。

24. 動物: ペットその他の動物は、運航者に少なくとも 60 日前に通知された要件を満たし承認済みの介助犬を除き、船舶に乗船することはできません。介助動物を同伴して旅行することを予定している場合、介助犬の船内への同伴に関する追加情報、または介助犬を船内もしくは入国に同伴できない可能性のある現地の規制について当社が情報を提供できるよう、できるだけ速やかに、遅くとも旅行開始の 60 日前までに、「Service Animal Request Form」をお客様の旅行代理店に提出してください。お客様は、寄港地および最終目的地で下船する介助犬について、必要なすべての書類を取得し、適用されるすべての現地規制を遵守する責任を負うことに同意するものとします。介助犬が上陸要件を満たさない港でお客様が下船することを選択した場合、介助犬は船内に残らなければならない、お客様は介助犬の世話が確実に行われるよう手配しなければなりません。書類、予防接種および検疫に関する要件は政府当局によって定められ、予告なく変更される場合がありますのでご注意ください。当社の乗組員はお客様の介助犬の世話を行わず、また介助犬を客室に放置することはできません。介助犬は、衛生規制により、プール、ジャグジー、スパまたは調理エリアへの立入りが認められません。お客様は、常に介助犬の行動に責任を負います。乗船者の安全および福利に対するリスクとなる行動があった場合、お客様および介助犬は、乗船を拒否され、または船から退去させられることがあります。お客様は、介助犬の存在に関連する傷害、損失または損害について責任を負い、運航者に対して費用償還および補償を行うことに同意するものとします。

25. 共同海損: お客様は、お客様が船舶に持ち込んだ財産に関して、共同海損分担額を支払う義務を負わず、またこれを受け取る権利も有しません。

26. 支払、認証、SMS 同意: お客様が当社に行うすべての支払は、米国通貨または当社が認めるその他の通貨で行うものとします。船舶で提供されるサービスおよび商品の料金はすべて、お客様が船舶から下船する前に現金で決済するか、(当社が認めるクレジットカードに)請求される必要があります。お客様が負担し、またはお客様のために当社が負担したその他の費用は、要求に応じてお客様が支払うものとします。

強固な顧客認証(SCA) SCA は EU 指令 2015/2366 の要件です。お客様はカード所有者として、SCA により、2 段階の認証プロセスを使用して特定の支払を認証することを求められる場合があります。加盟店により開始される取引(MIT)は SCA を必要としない場合があります。クルーズツアー中に発生する可能性のある費用は、MIT(「その他の費用」)として処理される場合があります。その他の費用を MIT として処理するためには、(a)MIT の取り決めに対するお客様の最初の同意、および(b)お客様の支払カードの最初の認証が必要となる場合があります。お客様が支払カードの認証に同意した時点で、お客様は MIT の取り決めに同意し、実行したことになります。

お客様は、予約またはその他のサービスや提供物に関連して電話番号を提供することにより、当該クルーズツアー、サービスまたは提供物に関連する情報や最新情報が記載された自動テキストメッセージを、当該電話番号宛てに受信することに同意するものとします。これらのテキストメッセージは、例えば、予約状況、支払期限、予約完了のために未了の事項、予約の最新情報または航空便の手配に関するものです。メッセージの頻度は異なる場合があります。標準の SMS およびデータ料金が適用されます。ヘルプが必要な場合は「HELP」と送信してください。今後の SMS メッセージの受信を停止するには、いつでも「STOP」と送信してください。

27. **旅客券契約の不使用**: 当社は、適用法令に別段の定めのある場合を除き、お客様が本旅客券契約を指定された日時における船舶もしくは他の代替船舶もしくは陸路の手配に使用しなかった場合、本旅客券契約を紛失もしくは遺失した場合、またはお客様が本旅客券契約を同契約に記載された航海の一部にのみ使用した場合には、お客様の支配の及ばない事由によるか否かにかかわらず、いかなる払戻しまたは補償の責任も負うことなく、本旅客券契約を解除する権利を留保します。
28. **オーバーブッキング**: お客様は、当社が宿泊施設の予約を受入可能数を超えて受け付ける(オーバーブックする)権利を保持することに同意します。お客様の請求書に記載されている宿泊施設がオーバーブッキングとなった場合、または船舶がオーバーブッキングであると当社が判断した場合、当社は、当社の裁量で、いかなる旅客に対しても乗船を拒否し、さらに当社の裁量で、お客様の旅行代理店と協力して、お客様の旅行代理店から当社に支払われた全額を払い戻すか、またはお客様の旅行代理店を通じて別のクルーズツアーを代替案として提供することができます。
29. **肖像の使用および表示**: お客様は、本旅客券契約により、運航者およびその代理人に対し、取引、広告、販売、宣伝またはその他の目的のために、お客様の写真、ビデオその他の視覚的または音声的な肖像(以下、総称して「肖像」といいます。)を、その性質を問わず、お客様に対価を支払うことなく、あらゆる画像媒体に含める権利を付与するものとし、そのすべての権利、権原および利益(そのすべての世界的な著作権を含みます。)は、お客様またはお客様から権利もしくは利益を得る者によるいかなる請求からも解放され、運航者およびその代理人のみの財産となります。お客様はここに、かかる肖像に関するすべての権利、権原および利益を、取消し不能な形で運航者およびその代理人に譲渡するものとします。
- 当社の書面による明示的な事前の同意がない限り、お客様は、(a)お客様もしくは他の旅客と乗組員もしくは船舶との組み合わせ、または(b)船舶、そのデザインもしくは設備もしくはその一部を描写したいかなる肖像も、商業目的、メディア放送その他の私的使用以外の目的で使用、投稿、共有またはアップロードしないことに明示的に同意するものとします。疑義を避けるため付言すると、お客様は、お客様または他の旅客と乗組員または船舶とを組み合わせた肖像を、私的な非商用目的で使用するすることができます。
30. **プライバシーポリシー**: 予告なしに随時更新されることがある当社のプライバシーポリシーの全文については、「Privacy Policy」をご覧ください。
31. **修正および変更**: 当社は、いつでも本旅客券契約の全部または一部を修正または変更することができます。本旅客券契約が修正、変更、停止または変更された場合、当社またはお客様の旅行代理店は、変更が効力を生じる少なくとも 30 日前に、お客様に書面で通知します。お客様は、変更の効力発生後 30 日以内に、当該通知に記載された住所またはメールアドレス宛てに、その旨の書面による通知を当社またはお客様の旅行代理店に送付することにより、当該変更を拒否することができます。その場合、当該変更はお客様には適用されず、お客様のクルーズツアーには、引き続き変更の効力発生直前に有効であった形式の本旅客券契約が適用されます。
32. **その他**: 本旅客券契約は、お客様と運航者との間の完全な了解および合意を構成するものであり、お客様と運航者との間の口頭、黙示、書面その他の事前の表明または合意に優先します。本旅客券契約のいずれかの条項または規定の違法性または無効性は、他のいかなる条項もしくは規定にも影響を与えず、またはそれらを無効にするものではなく、かかる違法性または無効性は、影響を受ける本旅客券契約のいずれかの条項または規定を、かかる違法性または無効性の範囲内においてのみ無効にするものとします。本旅客券契約に定めるすべての表題または見出しは、便宜上のものであり、別段の意味または効力を有しません。
33. **運航者情報**: 各船舶の運航者に関する情報については、<https://www.viking.com/legal> の「Carrier Information」をご覧ください。各船舶の運航事務所はスイス連邦のバーゼルにあります。